

令和8年第2回加賀市農業委員会定例総会

令和8年2月25日(水)

開会（午後 1 時 27 分）	
事務局（中田局長）	<p>これより令和8年 第2回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12名のうち10名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、18日に南出委員、能登委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和8年第2回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>10番 竹野委員、11番 福嶋委員を指名します。</p>
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>説明させていただきます。議案第5号</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>1名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。</p> <p>整理番号1番、の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人は現在農業をしておらず、申請農地は農地所有適格法人である団体が耕作している状態です。譲受人はその法人の構成員にあたります。今回、譲渡人より農地を売買で譲渡したい申し出があり、今後も継続し農地を耕作するため法人の構成員である譲受人が取得し水稻を耕作していくものです。</p> <p>以上、この案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>南出委員</p>	<p>次に、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、南出委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。生活排水は下水道で処理し、雨水は道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>

議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（中田局長）	<p>1番は [REDACTED] にあり、田 383 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は隣地に家族と一緒に住んでいますが、自分専用の家が欲しく申請地に自己住宅を建設するものです。この案件は追認案件です。既に現地に駐車場とコンテナが建てられており、申請者から始末書が提出されております。申請地は第一種低層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>次に、議案 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っておりますので、南出委員から報告をお願いします。</p>
南出委員	<p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は工場の駐車場増設です。隣地境界には擁壁を設置することから、土砂の流出はないと考えます。また舗装をアスファルトとし、雨水は道路側溝へ流す計画です。</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中田局長）</p>	<p>整理番号 2 番の転用目的は資材置場です。既に資材置場になっており、特に工事をしないことから農地への影響はありません。</p> <p>整理番号 3 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置することから、土砂の流出はないと考えます。また生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上、3 件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>1 番は [REDACTED] にあり、田 498 m²、転用目的は工場の駐車場増設です。譲受人は隣地で鉄工所を営んでおります。これまで、道路から敷地に入る角度が鋭角であることから車を何度も切り返す必要があり、非常に危険な状態でありました。このため今回、赤色三角の部分を購入して大型車両の出入りをスムーズにするものです。これによりドライバーの脱輪の危険性が減少するだけでなく、ここを歩く歩行者、児童への安全性も増すことが期待されております。申請地は、農地の拡がりが 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であることから許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>2 番は [REDACTED] にあり、田 349 m²、転用目的は資材置場、追認案件です。譲受人は隣地で石材業を経営しており、既に申請地を資材置場として借りておりました。譲渡人の亡き父が昭和 56 年に自己住宅として農転許可を得ましたが、埋め立てて資材置場として貸し出しており、申請者から始末書が提出されております。申請地は、農地の拡がりが 10ha 以上の農地の一部であることから第 1 種農</p>
----------------------------------	---

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>3番は [] にあり、田418㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は県外でアパート暮らしをしていますが、両親の介護などを考慮した結果、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	--

議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）について

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（西出）</p>	<p>それでは、議案 第8号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局から説明してください。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律により農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められているので、その適否をお諮ります。</p> <p>整理番号1番と2番は同じ耕作者ですので、一緒に説明します。 [] の田3筆 9,301㎡ 10年間の使用貸借権による新規契約です。受け手は野田町の担い手として耕作しており、権利設定後は水稻を耕作していくものです。</p>
--------------------------------	---

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>整理番号3番、[]の田畑 17 筆 8,387 m²、10年前より耕作者は中間管理機構を通じた権利設定をし、水稻を耕作しておりました。今回権利設定の期限が切れたため再度 10 年間の更新を行うものです。</p> <p>整理番号4番 []の田 4 筆 15,928 m²を新規に賃貸借権設定するものです。3番と同じ耕作者が水稻を耕作する予定です。</p> <p>以上 意見聴取について審議の程よろしく申し上げます。それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 8 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	--

報告 第 3 号 農地貸借の合意解約について

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第 3 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市 []より農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出はこの 3 件 田 9 筆 22,005 m²です。この案件は、平成 30 年 3 月に 10 年間の賃貸借契約を結んでいましたが、この度、耕作者の都合により合意解約書が提出されたものです。</p> <p>以上、この件について解約条件は無く土地の引き渡しも問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p>
--	---

議長（中村会長）	（意見、質問なし） なければ、終わります。
報告 第 4 号 農地利用最適化活動について	
議長（中村会長）	次に、報告 第 4 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。
議長（中村会長）	（委員 3 名からの報告） その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	
事務局（宮下）	その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和 8 年 第 2 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後 2 時 34 分）	